

学部・研究科の連続性に配慮した 教育課程編成の促進について

大学院教育の目的と養成する人材に求められる能力

設置基準上の目的

- ◆ 修士課程は、**広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う**ことを目的とする。（大学院設置基準第3条第1項）
- ◆ 博士課程は、**専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う**ことを目的とする。（大学院設置基準第4条第1項）
- ◆ 専門職学位課程は、**高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う**ことを目的とする。（専門職大学院設置基準第2条第1項）

大学院が養成を担う「知のプロフェッショナル」が備えるべき力

※2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）より

- ・ 最先端の知にアクセスする能力
- ・ 自ら課題を発見し設定する力
- ・ 自ら仮説を構築し、検証する力
- ・ 社会的・経済的価値を判断・創出する能力
- ・ 高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力
- ・ 倫理観
- ・ マネジメント能力

学士課程を通じて身に付けるべき普遍的なスキル・リテラシー

※2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）より

- ・ 論理性や批判的思考力
- ・ 広い視野
- ・ コミュニケーション能力
- ・ 他社と共生する力
- ・ 創造力
- ・ 変化への適応力
- ・ 主体性と責任感を備えた行動力
- ・ データ処理、活用能力

学部と大学院の連携に関するこれまでの議論等

分野を問わない全般的な言及

● 2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～

(平成31年 1月22日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

3. 大学院教育の改善方策

③各課程ごとに求められる教育の在り方

学士課程から修士課程に直接進学する者に対しては、社会経済の高度化・複雑化に伴い、要求される知識量等の増加に対応するために、学部段階の教育との有機的な接続を図ることが必要となってきた。

個別分野における言及

● 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～

(平成27年 9月15日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

(人文・社会科学分野の大学院教育の在り方)

- 各大学院においては、産業界等との協働により、狭い専門分野の枠を超えたプロジェクト型科目や中長期インターンシップ等を取り入れるとともに、体系的・組織的な教育を一層積極的に進めることが重要である。これらの取組によって、学生の課題解決能力や他者と協働する力を向上させるとともに、人文・社会科学分野における大学院教育の意義に関する社会的認知度を向上させることなどが期待される。また、文理の垣根を越えた授業科目の開設や基礎教育カリキュラムの体系化を含めた学士・修士一貫教育を推進する取組も効果的であると考えられる。

● 工学系教育改革制度設計等に関する懇談会 取りまとめ (平成30年 3月)

3. 学部・大学院連結教育プログラムの構築に向けて (メジャー・マイナー制及びダブルメジャー制の導入)

今後の我が国の成長を支える産業基盤強化とともに、新たな産業の創造・イノベーションの創出を目指していくためには、国際競争力を備え、世界の学术界や産業界を牽引するリーダーとなる博士人材の活躍が必須である。

その際には、現行制度上可能な5年制博士課程を更に有効に活用するとともに、学士課程との連携を強化することも含めた人材育成を強力に進めることで、出口を見据えた工学・情報系の学术界の先端研究人材と産業界の先導実務人材の量的拡大・質的充実を図ることが必要である。(中略)

修士課程には、研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要へ対応するという機能のほか、高度専門職業人の養成という機能が期待されている点に鑑み、既存の教育体制に加え、新たに学士・修士の6年一貫制教育も可能とする学部・大学院一貫教育システムを創設することが求められる。

基本的な考え方

- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等関係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年＋）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）（案）

1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

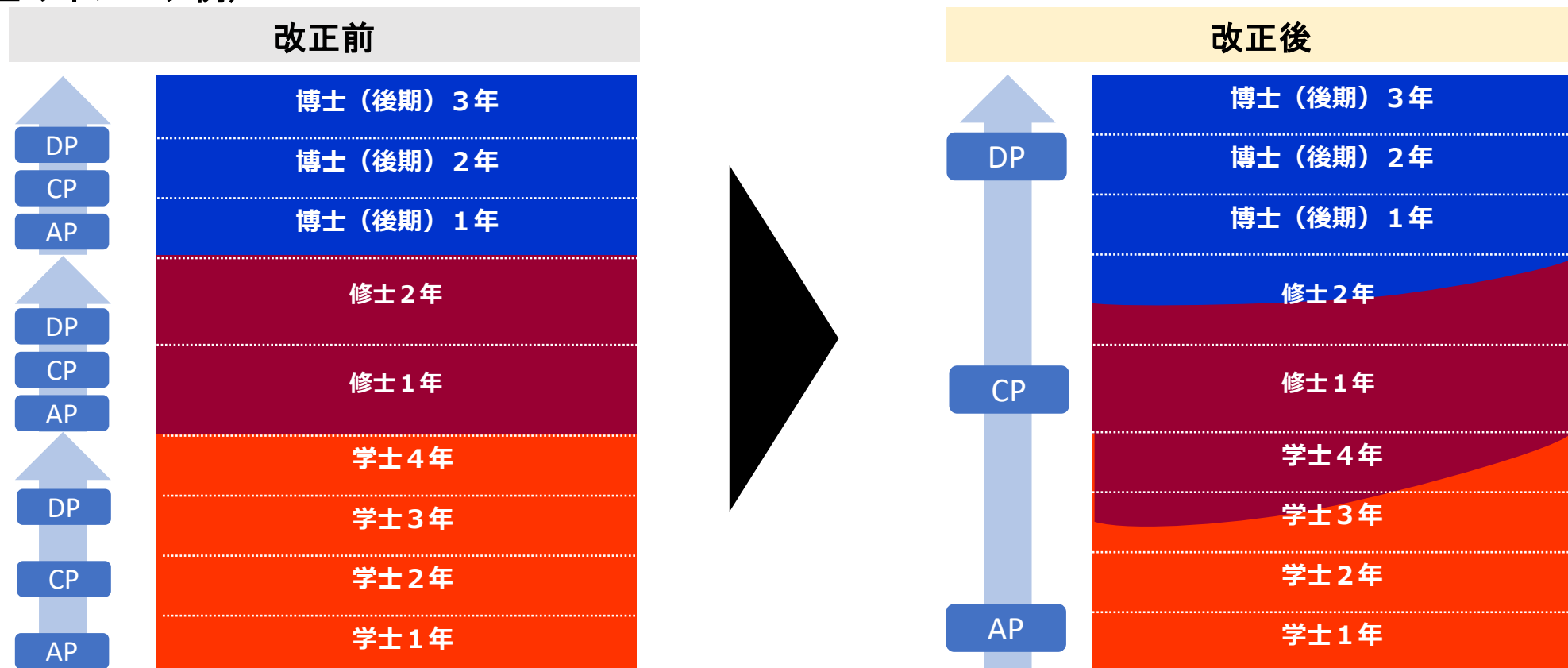
主な改正内容

- ✓大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記する。
- ✓いわゆる3つの方針（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

※3つの方針については、学位プログラムごとの策定を基本とすることが望ましい一方、これとは別に、例えば、各大学の実情に応じて、全学や学部・研究科等を策定単位とすることも現行法上認められており、今回の改正は、こうした各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。

（改正のイメージ例）



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○ 次のア及びイの要件を満たし、文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア 連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

イ 以下を行う大学であること

ー 当該効果的な取組を行う

ー 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備

ー 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

○ 他の大学との間で連続課程を編成する場合に係る上記の認定は 大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限ることとする。

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院(法科大学院及び教職大学院を除く。)についても同等の取扱いとする。

特例の効果

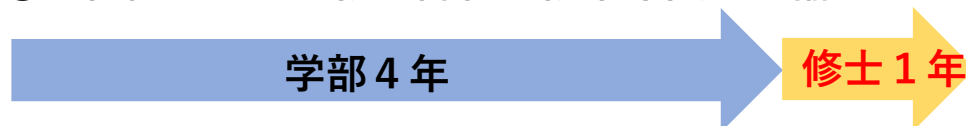
具体的には、以下の特例を認める。

① 修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすること

② 大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず、当該単位数を勘案した在学期間の短縮を可能とすること

(改正後イメージ)

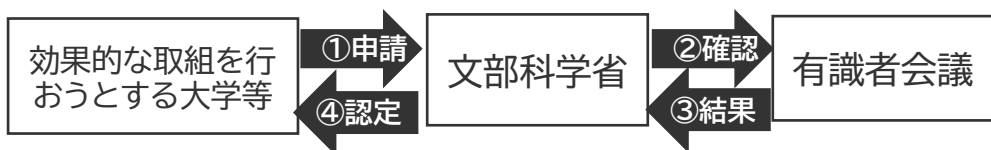
① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



スキームのイメージ

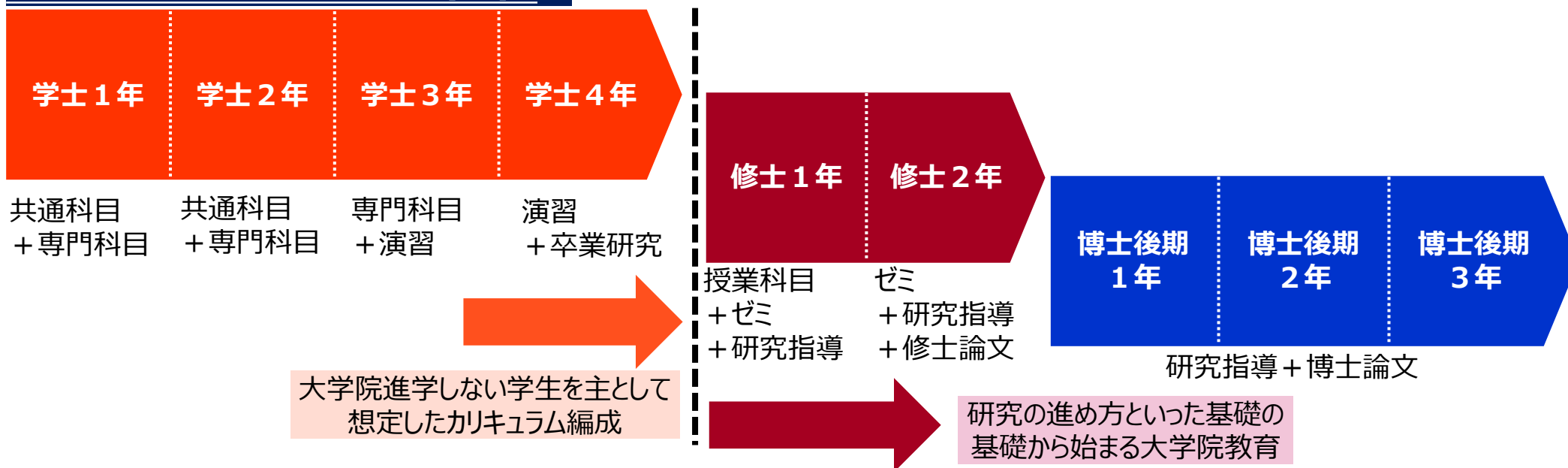


3. 施行期日

公布の日(令和8年3月中予定)

大学院修了を前提とした連続的な教育課程編成のイメージ

○ 従来の教育課程編成（例）



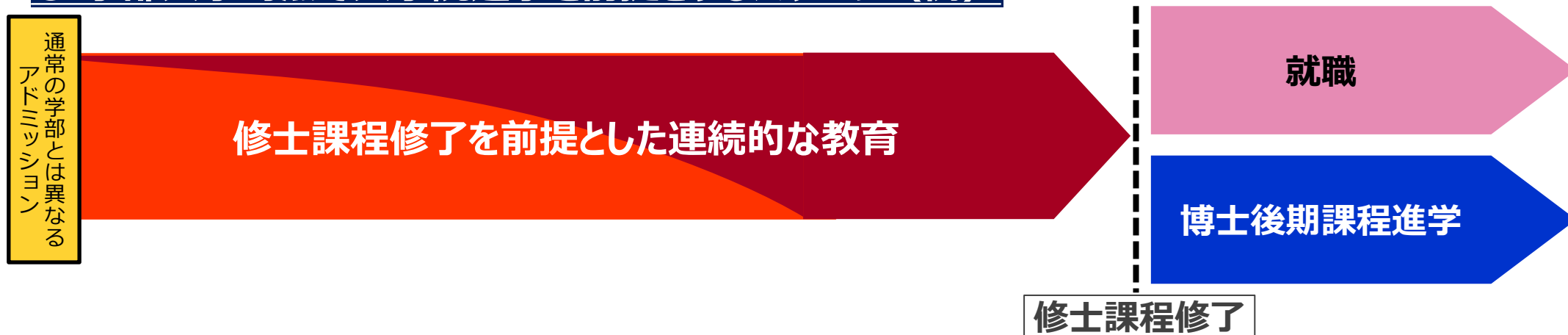
○ 大学院修了を前提とした体系的な教育課程編成のイメージ



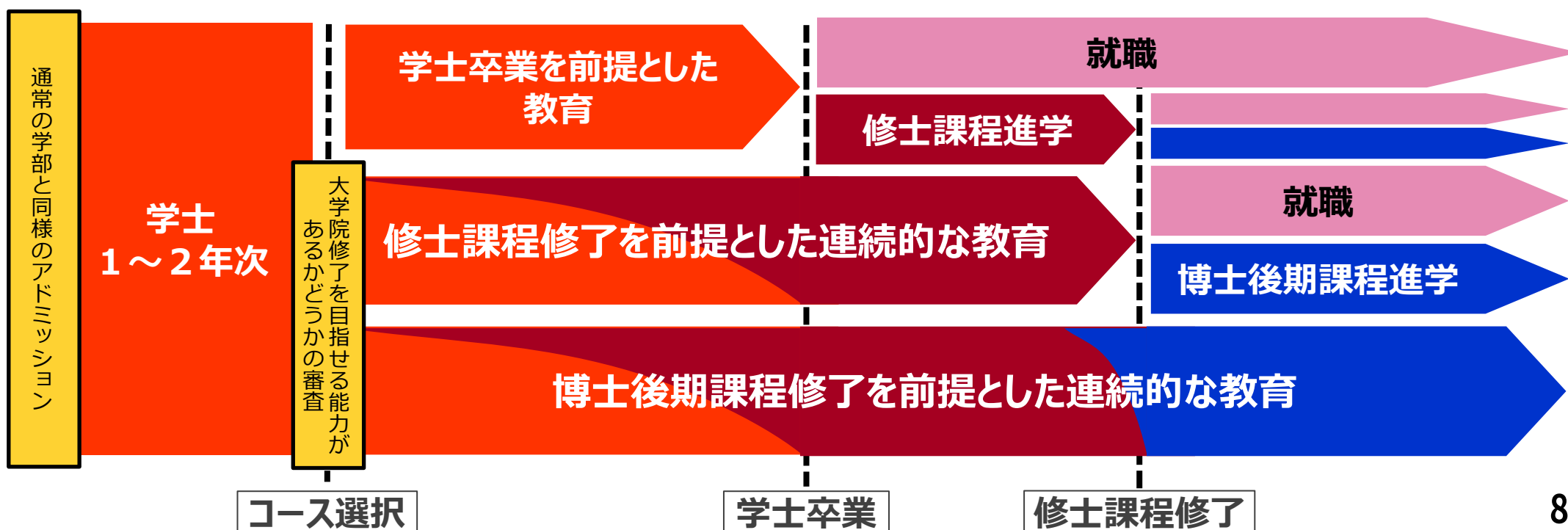
大学院修了を前提にすることで、学部の間から大学院レベルの課題発見能力、論理的思考力等を修得するためのトレーニングを実施

様々な教育課程編成の可能性

○ 学部入学時点で大学院進学を前提とするパターン（例）



○ 学部の途中で大学院進学コースに切り替わるパターン（例）



大学院進学を前提とした教育課程における修業年限・在学期間について

- 学部の教育課程について、分野によっては学生が長期で就職活動を行うことが可能となっている。
- 大学院修了前提の教育課程にシフトした場合、これまで就職活動に使われていた時間を学生の学びに充てることが可能。
- このため、分野によっては、必ずしも6年間の在学期間を求めなくとも大学院レベルの学びを提供しうる。
- また、学生に大学院進学を勧める上では、単に「高度な学びが得られる」だけではなく、修業年限・在学期間を短縮することにより、「濃密な学びをこなせる人材」としての称号を与えることも一手。
- 加えて、「濃密な学びをこなせる大学院レベルの人材」が社会からも評価されれば、そういったロールモデルを見た学生が大学院進学を志すようになる、といった正の循環にもつながりうると考えられる。

○ 従来の教育課程編成（例）



○ 修業年限・在学期間短縮の可能性（例）

